

新座市工事成績評定評価委員会設置要領

(平成23年3月24日市長決裁)

(設置)

第1条 新座市建設工事成績評定結果通知公表要綱（平成23年新座市告示第92号）第4条の規定により説明を求められた評定結果を公正に判断するため、新座市工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者が説明を求めた場合の回答に関する事項
- (2) 評定の修正の必要の有無に関する事項
- (3) 評定の修正を行う場合における評定修正結果に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、評定結果を説明するために必要な事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員7人をもって組織する。

2 委員長はインフラ整備部副部長とし、副委員長は財政部副部長とする。

3 委員は、財政部管財契約課長並びに総合政策部公共施設マネジメント課、まちづくり未来部新座駅北口土地区画整理事務所、インフラ整備部道路河川課、インフラ整備部水道施設課、インフラ整備部下水道課及び教育総務部教育総務課の副課長（これに相当する職を含む。）にあって原則として技術職員である者のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、当該審議に係る工事の評定者である委員は、当該議事に参加することができない。

4 委員長は、事案の審議について必要があると認めるときは、会議に当該工事の工事検査員、総括監督員、担当監督員等の出席を求め、意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、財政部管財契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成25年7月30日市長決裁）

この要領は、平成25年8月1日から実施する。

附 則（平成29年12月21日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月25日市長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。